

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付及び償還事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長崎県では、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付及び償還事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼすおそれがあることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・長崎県は、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付及び償還事務を行うため、「母子寡婦福祉資金システム」を使用している。
・当該システムの利用に当たっては、内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ID及び生体認証又は、ID及びパスワードによるアクセス制限、利用可能端末の制限、追跡調査のためコンピュータ及びシステム操作者の使用記録を保存する等の対策を講じている。
また、外部からのアクセスを制限するとともに、責任者の許可がある場合を除き、情報資産の送付、持出し及び外部での情報処理作業を禁止する等、外部への情報漏洩の対策を講じている。

評価実施機関名

長崎県知事

公表日

令和7年12月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付及び償還事務
②事務の概要	<p>【事務全体の概要】 母子家庭の母又は児童、父子家庭の父又は児童、寡婦又はその扶養している子、母子福祉団体に12種類の資金を無利子または低金利で貸付を行い、母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその児童の福祉を増進する。</p> <p>【事務の具体的な内容】 ①各県・市福祉事務所から進達された母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付申請書を審査する。 ②申請書内容に不備がなければ、貸付審査会を行う。 ③貸付決定者への通知及び借用書受理後に定められた日に貸付金を支給する。 ④氏名、住所等の変更があった場合には、変更処理を行う。 ⑤償還開始の方への文書による事前通知を行う。 ⑥償還がなされない方への電話督促を行う。 ⑦文書による督促及び催告状を送付する。 ⑧⑥においても償還がなされない方について、訪問徴収や債権管理室への移管を行う。</p>
③システムの名称	母子父子寡婦福祉資金システム、中間サーバ、統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
借主ファイル 連帯借主ファイル 連帯保証人1ファイル 連帯保証人2ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表 63の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表80の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部こども政策局こども家庭課
②所属長の役職名	こども家庭課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	・福祉保健部こども政策局こども家庭課 所在地:〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話番号:095-895-2443 ・総務部県民センター 所在地:〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話番号:095-894-3441
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉保健部こども政策局こども家庭課 所在地:〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話番号:095-895-2443

9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン等を参考に地方公共団体において策定した情報セキュリティポリシー等(第3編第2章中「2. 情報資産の分類と管理」、「3. 情報システム全体の強靱性の向上」、「4. 物理的セキュリティ」、「6. 技術的セキュリティ」等)を遵守している。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="text-align: right;">[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</div> <div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</div> <div style="text-align: right;">6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">9) 従業者に対する教育・啓発</div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div>
判断の根拠	地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン等を参考に地方公共団体において策定した情報セキュリティポリシー等(第3編第2章中「2. 情報資産の分類と管理」、「3. 情報システム全体の強靱性の向上」、「4. 物理的セキュリティ」、「6. 技術的セキュリティ」等)を遵守している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月14日	5. 評価実施機関における担当部署	こども家庭課長 林田則利	こども家庭課長 吉田弘毅	事後	
平成30年7月4日	3. 個人番号の利用	番号法別表第一の主務省令で定める命令 第34条第1号、第2号	番号法別表第一の主務省令で定める命令 第34条第1号、第2号、第3号	事後	
平成30年7月4日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	江戸町2-13	尾上町3-1	事後	
平成30年7月4日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	江戸町2-13	尾上町3-1	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	—	新設された評価項目の記載	事後	
令和1年12月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成26年8月1日時点	令和元年12月2日時点	事後	
令和1年12月18日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成26年8月1日時点	令和元年12月2日時点	事後	
令和3年8月5日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 43の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める命令 第34条第1号、第2号、第3号	・番号法第9条第1項 別表第一 43の項	事後	特定個人情報保護評価指針の改正(令和3年2月5日)に伴う変更
令和4年7月15日	評価書名	母子寡婦福祉資金貸付金	母子父子寡婦福祉資金貸付金	事後	
令和4年7月15日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	母子寡婦福祉資金貸付金	母子父子寡婦福祉資金貸付金	事後	
令和4年7月15日	特記事項	母子寡婦福祉資金貸付金	母子父子寡婦福祉資金貸付金	事後	
令和4年7月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	母子寡婦福祉資金貸付金	母子父子寡婦福祉資金貸付金	事後	
令和4年7月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	母子家庭の母又は児童、寡婦又はその扶養している子	母子家庭の母又は児童、父子家庭の父又は児童、寡婦又はその扶養している子	事後	
令和4年7月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	母子家庭の母や寡婦	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二 26の項 30の項 63の項 87の項	・番号法第19条第8号 別表第二 26の項 30の項 63の項 87の項	事後	番号法改正(令和3年9月1日)に伴う変更
令和6年12月18日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 43の項	・番号法第9条第1項 別表 63の項	事後	特定個人情報保護評価指針の改正(令和6年5月27日)に伴う変更
令和6年12月18日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二 26の項 30の項 63の項 87の項	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表80の項	事後	番号法改正(令和6年6月21日)に伴う変更
令和6年12月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和元年12月2日時点	令和6年3月31日時点	事後	
令和6年12月18日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和元年12月2日時点	令和6年3月31日時点	事後	
令和6年12月18日	IV 8. 人手を介在させる作業	—	新設された評価項目の記載	事後	
令和6年12月18日	IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	新設された評価項目の記載	事後	
令和7年12月10日	I 関連情報 ②事務の概要	及び民間債権会社への委託。	や債権管理室への移管を実施	事後	
令和7年12月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和6年3月31日時点	令和7年3月31日時点	事後	
令和7年12月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和6年3月31日時点	令和7年3月31日時点	事後	